

民法Ⅲの履修上の注意点

2017/09/16

松岡 久和

【授業の進行予定】

講義の順序は、LET (<https://ls.lawlibrary.jp/LS/LoginForm.aspx?P=36A>) の民法Ⅲのオンライン・シラバスに掲載します。本日までに、詳細は2回目までを書き込みました。進行具合に応じて適宜修正します。追加・修正や資料をそこに掲載しますので、頻りにチェックして下さい。

【講義の獲得目標および目標達成のための方法】

1 講義の獲得目標

私の設定する獲得目標は、未修者の皆さんが来年度に既修者と同じクラスで民法演習Ⅰ・Ⅱを受講して理解できるように必要な基礎的な知識を確実に備えることとします。

2 私の基本的な考え方

本を漫然と読んだり講義を聴くだけでは、法学の知識は、全然身に付いたものとなりません。また、法科大学院の講義は、法学部の講義と比べて時間数が半分くらいしかなく、ゆっくり講話を聴いていただく形では進められません。講義は皆さんの学修を手助けすることができるだけで、中心となるのは、皆さん自身による予習・復習や問題演習です。

3 具体的な方法

具体的に3点に絞ってアドバイスをします。

- (1) まずは、教科書等を能動的に読むことです。すなわち、たんに読むだけではダメで、
 - ①引用されている条文も必ず引いて読む（繰り返していると重要条文の位置と中身が自然と頭に入ります）。
 - ②わからない法律用語は、その教科書の事項索引で関係箇所の説明を読んだり、法律用語辞典（グーグル検索なども可ですが、正確さに問題がある場合もありますし、時に詳しく過ぎて混乱することもあります）で必ず内容を確認する。
 - ③重要と思われること（用語の定義や図解など）を自ら書き出して、自分自身で後々まで使えるレジュメを作る。
 - ④紛争の具体的なイメージを掴むため、できるだけたくさんの判例に接し、それも事案や判旨の要点をごく短くまとめてレジュメに追加で書き込んでいく。判例百選はやや難しいです。1件の要点を1頁で解説する松本恒雄＝潮見佳男編『判例プラクティス 民法Ⅰ～Ⅲ』（信山社）または『新・判例ハンドブック』（日本評論社。民法総則、物権法、親族・相続はありますが、債権が未刊）などが初学者にはお勧めです。
 - ⑤レジュメを作る際に疑問点があれば、メモ書きにしておく。解決したらその結果もきちんと書き込む。
- ということを強くお勧めします。まめな努力の継続が蓄積すると大きな力になります。

③のレジュメ作りは、手書きでも良いのですが、④の判例や⑤の疑問点などを書き足していく必要がありますので、ファイルを作り、それを修正・削除・加筆していくのが現実的です。その際、私のホームページ (<http://matsuokaoncivillaw.private.coocan.jp/>) の過去の法学部講義のレジュメは参考になると思います（講義で配るのもこれがベースです）が、決してコピーで楽をせずに、自分で入力することが大事です。手を動かすと記憶力が増強します。

(2) 次に、口で説明する機会を意識的に利用することです。

わかったつもりでも聞かれて答えようとするとう説明ができない、という経験はお持ちでしょう。双方向の講義、ゼミでの議論、学生同士での勉強会などが有用なのは、自分がわかっていないことが確認できるからです。講義でも、基本概念の定義などを再三たずねます。間違えてもかまいません。それによって正確なことを忘れない記憶として定着できれば良いわけです。

(3) 3つめに、問題演習などを反復して、さらに正確な理解を定着させるよう努力することです。

講義でも、復習と予習を兼ねたミニテストをほぼ毎回10分程度で行うことを考えていますが、受講者の皆さんは、LETの「基礎力確認テスト」などを繰り返して実行して、記録を定期的に私に送ってください（併せて質問も当然可能）。この記録を平常点の採点素材としても使います。

4 講義の方法

講義は、レジュメに沿って重要点を解説し、基本として何を理解しなければならないかを明確に指示します。繰り返しになりますが、教科書の該当ページ（平均して30-40頁程度）を読んでレジュメ（ファイル）を作ってきてください。

民法Ⅲでは、すでに勉強した民法Ⅰ・民法Ⅱの復習及びそこで学んだことと民法Ⅲで学ぶことの相互のつながりを意識して、毎回、最も重要だと思われる点についての予習・復習ミニテストを実施します。それは基本的に口頭でその場で答えていただきます。

5 講義に関する資料及び質問の扱い

講義のレジュメ、ミニテスト、資料、補足説明等は、LETの民法Ⅲのオンライン・シラバスの個所にpdfファイルで掲載しますので、適宜ダウンロードしてください。質問は、講義後に受け付けるほか、随時、メール（tbe00600@fc.ritsumei.ac.jp；メールサーバー不調の場合等に備えて、TBE00600@nifty.ne.jp）による質問も受け付けます。

6 教科書等について

(1) 民法

シラバスで推奨しているものから選んでください。前半の担保物権については、私の『担保物権法』（日本評論社、2017年）を使います。民法Ⅲの分野は、民法の他の分野に比べて、既修者であっても基礎知識がとくに不足している部分ですが、言い換えれば、今年しっかり勉強すれば、既修者以上に理解できる分野です。

松岡久和『担保物権法』や道垣内弘人『担保物権法』（今年6月に第4版が出ました）はか

なり詳しいうえに、判例・通説とは異なる見解を主張しているところも少なくないので、注意して読んでください。基礎知識の確認だけであれば永田眞三郎ほか『物権 エッセンシャル民法2』(有斐閣、2005年)あたりの薄い入門書でも良いですが、司法試験受験を考えると足りません。自著を使うことで、初学者は詳しい本のどの部分を丁寧に読めばよいのかを示せますし、勉強が進めば読み返してさらに深い理解や応用能力を得られると思います。

対応する部分の基本的な知識の叙述はどの教科書でも説明してありますが、非常に重要なのは、わかりやすい文章になっている本を読むことです。要点だけのレジュメは自分が作るものであり、レジュメや整理された図表などを読んでも答案を書けるようにはなりません。書く訓練の一つ前の段階として、論理的な文章のお手本を読むことが必要なのです。

(2) 民事執行法・倒産法

担保物権法が難しいもう1つの要因は、執行・保全手続や倒産法制に関する最低限の知識が必要となるにもかかわらず、受講者のほぼ全員が知識を欠いている点にあると思います。本学の講義でも使われる平野哲郎『実践民事執行法民事保全法〔第2版〕』(日本評論社、2013年)を参照されることをお勧めします。

7 民法改正について

6月に民法改正法が成立しました。施行は3年以内で期日は未定ですが、未修者の皆さんが法科大学院を修了して受験する2020年には、施行済となっている可能性が高いです。『デイリー六法平成30年度版』(三省堂)が間もなく発売されます。改正条文と現行条文を両方掲載されていて便利に使えます。担保物権法は改正の影響が少ないのでよいのですが、債権者代位権や債権者取消権、連帯債務、保証などは大改正されており、教科書がまだ出ていません。講義では、現行法の判例・学説をふまえて、改正民法によればどこがどう変わるかを簡略に示すようにします。改正法の解説として、潮見佳男『民法(債権関係)改正法の概要』(金融財政事情研究会、2017年)や潮見佳男ほか編『Before/After 民法改正』(弘文堂、2017年)参照して下さい。